

5 ご利用いただける若狭町内の施設について

| 施設名 / 所在地                 | 施設の概要  | お問い合わせ                       |
|---------------------------|--|------------------------------|
| 若狭町中央公民館<br>若狭町中央1-1      | 講堂、会議室、和室、作法室、調理実習室  | 0770-45-2222<br>若狭町<br>教育委員会 |
| 三方体育館<br>若狭町北前川48-50      | バレー、バドミントン、バスケット、卓球、剣道など<br>バスケットボール 2面、ソフトバレー 6面<br>バレーボール 3面、バドミントン 6面 |                              |
| 勤労者体育館<br>若狭町中央1-3        | バレー、バドミントン、バスケット、卓球など<br>バスケットボール 2面、ソフトバレー 4面<br>バレーボール 2面、バドミントン 4面    |                              |
| 上中体育館<br>若狭町市場13-8        | バレー、バドミントン、バスケット、卓球など<br>バスケットボール 2面、ソフトバレー 6面<br>バレーボール 2面、バドミントン 6面    |                              |
| かみなか農村運動広場<br>若狭町市場8-3-5  | 野球、ソフトボールなど<br>利用時間 9:00~22:00 (12月~3月は日没まで)                             |                              |
| 上中テニスコート<br>若狭町市場9-9-3    | テニスコート   |                              |
| 三方自然休養村農村広場<br>若狭町中央1-4   | グラウンド、ナイター (野球、ソフトボールなど)   |                              |
| 三方プール<br>若狭町中央1-2         | プール (使用期間: 7・8月)   |                              |
| 三方B&G海洋センター<br>若狭町上野4-1-3 | プール (使用期間: 7・8月)<br>体育館 (種目全般)、武道場                                       |                              |
| 若狭町歴史文化館<br>若狭町市場20-17    | 講堂、会議室、和室  |                              |
| バレア若狭<br>若狭町市場18-18       | 音楽ホール・研修室・会議室<br>和室・キッチンスタジオ   | 0770-62-2711                 |
| 若狭町観光宿泊研修施設<br>若狭町海山51-13 | テニスコート・イベントホール・会議室   | 0770-47-1234<br>ホテル水月花       |

- ☆ 施設、内容(種目)、利用時間などにより利用料金が異なります。ご確認をお願いいたします。
- ☆ 補助金助成対象の団体におきましては、町内体育施設・文化施設の使用料が、一般料金より半額免除となります。
- ☆ ご不明な点、分かりにくい点がありましたら観光交流課へお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ】

若狭町役場 観光交流課

〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央1-1  
Tel 0770-45-9111 / Fax 0770-45-9119  
E-Mail kankou@town.fukui-wakasa.lg.jp



福井県若狭町学生合宿促進事業補助金のご案内

福井県外の高校生・短大生・大学生の皆さま

山・海・湖 がそろった  
自然な豊かな福井県若狭町で  
合宿活動を楽しみませんか？



ゼミ、クラブ、サークルでの合宿・遠征は、  
福井県若狭町へお越しください！

- ★ 平成26年7月「舞鶴若狭自動車道」全線開通
- ★ 京都から電車で1時間30分!  
(京都駅 - JR湖西線 → JR敦賀駅 - 小浜線 → JR三方駅)



## 1 学生合宿助成（補助金）について

- 【対象者】 福井県外の高等学校、短期大学又は大学の生徒又は学生で構成する運動系及び文化系の団体（ゼミを含む）。
- 【支給要件】 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、民宿等に宿泊するもの。  
・対象となる宿泊施設に連続して宿泊する者の延べ人数が20人泊以上であるもの。
- 【補助額】 対象となる宿泊施設に連続して宿泊する者の延べ人数に、**1,000円**を乗じた額を補助。（1回につき20万円を限度とします。）

その他の詳細につきましては、HPより要綱をご確認ください。


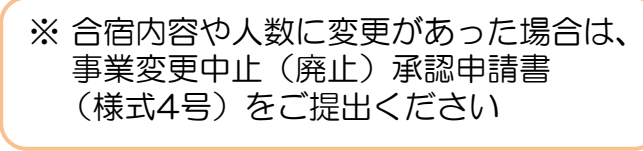
## 2 宿泊施設紹介のご紹介について

- ☆ 若狭町内には、約**100**軒の漁家民宿やホテル、旅館があります。  
山の中のお宿、海に近いお宿、湖のほとりにお宿など種々にわたります。  
**（一社）若狭三方五湖観光協会**にて宿泊の紹介・斡旋をしております。  
Tel 0770-45-0113 / URL <http://www.wakasa-mikatagoko.jp/>
- または、観光交流課へお問合せいただくと、その仲介をさせていただきます。

## 3 地域交流活動について

- ☆ 若狭町内にて合宿を実施するとともに福井県内で地域交流活動を実施していただいた団体を対象として、生徒・学生1人につき最大**250円**を助成。  
※宿泊費補助とは別途に助成
- ☆ 助成対象となる地域交流活動例  
観光施設の見学（恐竜博物館、若狭歴史博物館など）  
農林漁業体験（稲刈り、大敷網体験など）  
ものづくり体験（塗り箸、紙すきなど）  
スポーツ、文化団体との交流、指導（スポーツ少年団への技術指導など）  
地域住民との交流（まつり、イベント、ボランティア活動、公衆入浴など）

## 4 補助金の申請から交付までの流れ

- ① 若狭町HPから、**要綱**および**様式**をダウンロード  
若狭町観光情報サイト → 「トピックス」  
URL <http://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/kankou/>  

- ② **申請書（様式第1号）**・**事業計画書（様式第2号）**に必要事項を記入し、若狭町観光交流課へ提出（郵送等）してください。
- ③ 申請内容を審査し、補助金の交付を決定（若狭町から交付決定通知書（様式第3号）をお送りします）  

- ④ 若狭町内で合宿を実施  
※ 宿泊施設から**宿泊の証明（様式第8号）**を受けてください。
- ⑤ **実績報告書（様式第6号）**、**事業実績内訳書（様式第7号）**、**宿泊証明書（様式第8号）**、**アンケート**を若狭町観光交流課に提出  
☆ **地域交流活動**を実施された方は、上記に加えて、**地域交流活動報告書（様式第9号）**をご提出ください。
- ⑥ 内容を審査の上、補助金を交付いたします。（若狭町より交付確定通知書（様式第10号）をお送りします）  
☆ **請求書兼振込依頼書（様式第11号）**を若狭町へお送りください。  
※ 申請者と口座名義人が異なる場合は、「**委任状**」を同封してください。